

平成 29 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤ ギ
代表者名 代表取締役社長 八木 隆 夫
(コード 7460 東証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長 三浦 明 石
(TEL 06-6266-7300)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 29 年 8 月 17 日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 34,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,742 円
(4) 処分総額	59,228,000 円
(5) 募集または処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 処分先およびその人数ならびに 処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）5名 34,000 株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

II. 処分の目的および理由

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役に対する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、平成29年6月29日開催の第105期定時株主総会において、本制度にもとづき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額7千万円以内の金銭報酬を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限

期間として20年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度にもとづき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は、年4万4千株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となります。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、各対象取締役のさらなるモチベーションの向上を目的として、金銭報酬債権合計59,228,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式34,000株を付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である株主価値の共有を可能な限り長期にわたって実現し、対象取締役の在職期間において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとするため、譲渡制限期間は20年間としております。

本自己株式処分においては、本制度にもとづき、割当予定先である対象取締役5名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

Ⅲ. 本割当契約の概要

1. 譲渡制限期間

平成29年8月17日～平成49年8月16日

2. 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

3. 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了または定年、その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合の取り扱い

（1）譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了もしくは定年、その他の当社の取締役

会社が正当と認める理由（ただし、死亡による退任または退職をした場合を除きます。）により退任または退職した場合には、対象取締役の退任または退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除します。死亡による退任または退職の場合は、対象取締役の死亡後、当社の取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除します。

（２）譲渡制限の解除株式数

（１）で定める当該退任または退職した時点において保有する本割当株数に、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元未満株が生ずる場合には、これを切り捨てます。）とします。

4. 当社による無償取得

譲渡制限期間の満了時点もしくは3. に基づき譲渡制限を解除した時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得します。

5. 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

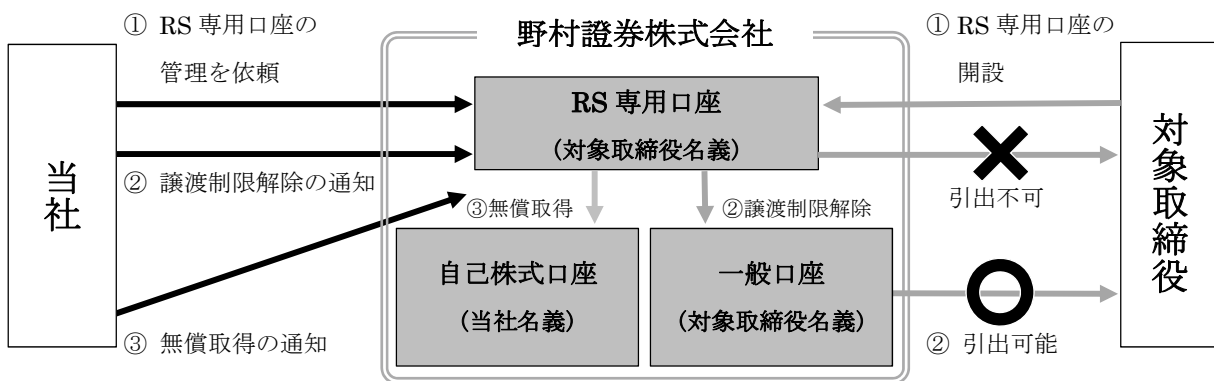
6. 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元未満株が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。

IV. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度にもとづく当社の第106期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年7月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第2部における当社の普通株式の終値である1,742円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でかつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考)【譲渡制限付株式 (RS) 制度における RS の管理フロー】



以上